第百一条第九項及び第十項	第百一条第一項（同条第七項において準用する同法第百一条第一項（同法第百十一条第一項において準用する同法第百一条第七項	
第百三条第九項	第百三条第一項	第百十一条第一項において準用する同法第百三条第一項

２　第三十八条の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡（以下この条において「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、同条第五項及び第七項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「根譲渡担保権」とあるのは「根留保所有権」と読み替えるものとする。

３　同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては、これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第九条第三項、第十七条第二項、第二十六条第一項（第六号、第八号及び第十二号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十一条第二項、第六十二条第一項から第三項まで、第六十五条第二項、第六十六条第二項及び第六項、第六十七条、第六十九条第一項及び第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条並びに第七十七条の規定を適用する。この場合において、第三十四条第二項中「前項の場合」とあるのは「前項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により動産譲渡担保権者及び留保売主等が民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有することとされる場合」と、第三十六条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項（特例法第十三条の二第一項において準用する場合を含む。）」と、第六十二条第一項及び第三項、第六十七条並びに第七十七条中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転動産譲渡担保権者及び第百十一条第二項において読み替えて準用する第三十八条第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」とする。

第四章　罰則

第百十二条　第七十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条の規定　公布の日

二　附則第二十五条から第三十七条までの規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（以下「民事関係手続等整備法施行日」という。）

（経過措置の原則）

第二条　この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された譲渡担保契約及び所有権留保契約についても適用する。ただし、施行日前に生じた効力を妨げない。

（根譲渡担保権等の元本確定期日の定めに関する経過措置）

第三条　第十七条第三項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた根譲渡担保権又は第百十一条第一項において読み替えて準用する第十四条に規定する根留保所有権の担保すべき元本の確定すべき期日の定め及び変更については、適用しない。

（牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力に関する経過措置）

第四条　第三十一条第一項の規定は、施行日前に締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡については、適用しない。

（占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権等の順位の特例等に関する経過措置）

第五条　動産譲渡担保権が施行日前に占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記（この項の適用を受ける譲渡担保である旨を登記原因として記録したものに限る。）がされたときは、当該動産譲渡担保権は、第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項」とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項」とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により対抗要件を備えたものとみなす。

２　前項の規定は、留保所有権が施行日前に占有改定で所有権留保動産の第百九条第一項の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該留保所有権に係る所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保につき特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記（この項の適用を受ける所有権留保である旨を登記原因として記録したものに限る。）がされたときについて準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項」とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条（これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により適用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定により対抗要件を備えたものとみなす。

（動産譲渡担保権の実行等に関する経過措置）

第六条　第四十五条（第五十四条第二項及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する民法第四百二十四条の三の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為及び債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

（集合動産譲渡担保権の実行等に関する経過措置）

第七条　第六十六条第六項及び第六十九条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）（これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日前にされた第六十六条第六項又は第六十九条第五項の特約については、適用しない。

（集合動産譲渡担保権者等による超過分の金銭の組入義務等に関する経過措置）

第八条　第七十一条（第九十五条（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第百十一条第一項において準用する場合並びに同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契約、集合債権譲渡担保契約、その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び集合動産所有権留保契約（第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産所有権留保契約をいう。附則第十四条第一項において同じ。）については、適用しない。

（配当要求及び動産競売の申立てに関する経過措置）

第九条　第七十二条第一項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた動産譲渡担保権者又は留保売主等による配当要求については、適用しない。

２　第七十二条第二項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前にされた動産譲渡担保権者又は留保売主等による担保権の実行としての競売の申立てについては、適用しない。